

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 61 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2020 年 5 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

[Japan Practice 紹介サイト](#)

COVID-19 に関する豪州の状況と法的問題

前回までのニュースレターに引き続き、新型コロナウイルス（COVID-19）に関する豪州の状況と法的問題のアップデートをお届けします。

豪州では、COVID-19 の感染が広がり始めた 3 月後半から、外国人の入国禁止措置、州間の移動禁止、人が集まる公共の場所やレストラン等の閉鎖といった厳しい感染防止対策を取ってきました。このような厳しい対策が功を奏し、現在では 1 日の新規感染者は国全体で見ても 10 数人程度、新規感染者数 0 人が何日も続いている州もあります。

このような状況に鑑みて、豪州政府は、経済を活性化させるべく、規制緩和に向けたロードマップを発表しました。このロードマップでは、3 段階に分けて、一度に訪問できる人数の上限や、営業再開が許される業種、移動制限の範囲等を徐々に緩和していくことが記載されています。ロードマップはこちらの[リンク](#)から確認できます。

もっとも、感染状況は州によって差があることから、具体的にいつからどの程度規制を緩和していくかどうかは、最終的には州が判断することになります。各州でも、規制緩和に向けたロードマップを発表しており、例えば、人口の集中するニューサウスウェールズ州やビクトリア州は、他の州に比べて規制緩和に慎重な傾向があるといえます。

他方、海外渡航については、同じく新規感染者数が非常に少ないニュージーランドとの行き来の再開を検討する動きがあるものの、その他の国との間では、当分の間、規制緩和されないことが見込まれます。



外国投資規制の一時的な変更に関するガイドラインの発表

前回のニュースレターで取り上げたとおり、外国投資に関し、外資審議委員会（FIRB）への届出が必要となる金額基準が一時的に 0 ドルに引き下げられました。この点につき、2020 年 4 月 24 日、FIRB は、より詳細なガイドラインを発表しました。

ガイドラインでは、審査期間について、豪州の企業や豪州人の雇用をサポートする投資に関しては、優先的に審査を行う（審査期限より早く審査する）ことが記載されています。

また、今回の金額基準の撤廃により、外国人（日本の会社やその現地子会社を含みます）による 5 年を超える賃借権の設定についても、その金額に関わらず、FIRB の承認が必要となった点も注意が必要です。ガイドラインでは、既存の賃貸借契約について、単なる賃料の減額や支払い猶予の合意は新たな賃貸借契約の締結にはならないが、賃貸借期間の延長の合意により、残存期間と新たな延長期間を合計すると 5 年を超える場合は、新たな賃貸借契約があったとみなされ、FIRB の承認が必要となると記載されています。

ガイドラインの内容（英語）については、こちらの[リンク](#)から確認できます。

商業用不動産の賃貸借契約の一時的な見直しに関する州法の制定状況

前回のニュースレターで取り上げた、商業用不動産の賃貸借契約の一時的な見直しを求める義務規範（Mandatory Code of Conduct）に関して、各州で同規範を具体化する立法が続々と制定されています。

例えば、ニューサウスウェールズ州では、州法の適用がある賃貸借契約の賃貸人は、賃借人との間で賃料及びその他の条件について誠実に再交渉した後でなければ、賃料不払いを理由とするいかなる措置も取ることができません。交渉の結果、合意に至らない場合は、調停（mediation）によって解決することになります。

ビクトリア州では、制定された州法が 2020 年 3 月 29 日に遡って適用されます。同州法の適用がある賃貸借契約の賃貸人は、賃借人に対して、賃貸借契約を取り巻く全ての状況を考慮の上、賃料支払に関する救済措置のうち、少なくとも 50%以上は賃料を免除する内容の提案を行う必要があります。賃料救済措置を行った賃貸人は、その不動産の固定資産税が 25%免除され、残額につき 2020 年 3 月 31 日まで税金の支払が猶予されます。

各州の立法状況及び制定済みの州法の概要（英語）については、こちらの[リンク](#)から確認できます。

オーストラリア会社法概説 〔第 2 版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されましたので、お知らせします。第 2 版では、2014 年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

電子書類への署名とオンライン株主総会の導入

2020年5月5日、財務大臣は、契約書の署名に関する要件の柔軟化とオンライン株主総会の開催を認める新たな決定を行いました。

豪州会社法 127 条は、2名の取締役、または、1名の取締役と1名の秘書役 (company secretary) が書面にサインすることで、契約書面を締結することができるかと規定しています。この規定に基づき、契約書のサインページには2名分の署名欄があるのが一般的で、このサインページを完成させるためには2名が1つの書類にそれぞれサインしなければならないのが原則です。このような実務は、リモートワークが進む現状で不便であることから、少なくとも一時的な対応として、PDFなどの電子書類への署名を有効と認め、かつ、2名の会社役員の署名が同じ書面の中になくても有効に契約を締結できることになりました。

また、財務大臣の今回の決定により、全ての会社について株主総会をオンラインで開催できることが明確に認められました。具体的には、招集通知は電子メールを通じて行われ、その際に株主総会はオンラインで行われることと、どのように総会に参加するかについての詳細を記載する必要があります。また、総会の定足数は、オンライン上で出席した株主をカウントすることができます。

本決定の内容及び実務上の留意点 (英語) については、こちらの[リンク](#)から確認できます。

オンラインセミナー開催のお知らせ

豪州の新型コロナウイルス対策と関連する法的問題に関して、ブリスベン日本商工会議所、クイーンズランド州政府駐日事務所と共催で、日本語のオンラインセミナーを開催しますので、お知らせします。

オンラインセミナーの前半では、クイーンズランド州政府駐日事務所が、新型コロナウイルスに対する州政府の対応策及び州政府による最近の支援プログラムについて解説し、後半では、加納弁護士と鈴木弁護士が、外国投資規制の一時的な改正、支払不能状態にある会社の取締役の責任、及びそのような会社に対する債権回収時に留意すべき点について解説します。

2020年6月2日(火)の日本時間午後12時(豪州東部時間午後1時)から、1時間の講演と15分程度の質疑応答を行う予定です。参加料は無料で、海外からでもアクセスできます。本オンラインセミナーについてご関心のある方は、以下のメールアドレスまでご連絡下さい。

問い合わせ先：Japan.Group@claytonutz.com

今後のセミナー等の予定

Jobkeeper 及び Mandatory code of conduct for commercial and retail leases における法的な側面と実務上の観点（オンライン）

加納弁護士が、2019年5月29日に、「Jobkeeper 及び Mandatory code of conduct for commercial and retail leases における法的な側面と実務上の観点について」をテーマに講演（ブリスベン日本商工会議所主催 2020年度第1回オンライン勉強会）を行います。新型コロナウイルスによって打撃を受けた企業を救済するための二つの立法について、制度の概要と実務上の留意点等について解説する予定です。

豪州雇用法（雇用条件及び解雇に関する問題点）

加納弁護士が行う予定であった、「豪州雇用法（雇用条件及び解雇）」をテーマとする講演は、シドニー、メルボルンともに、当面延期されることとなりました。代替日が決まりましたら、改めてご案内いたします。同講演では、従業員の雇用条件と解雇に関するルールや問題点を中心に、日本企業がオーストラリア子会社を適切に運営・管理するために注意すべき雇用法の重要箇所について、最新の事例や法改正等にも触れながら解説する予定です。

豪州の不動産投資と資金調達（東京）

加納弁護士がパネリストとして参加予定であった、第4回 IBA アジアを基盤とする国際金融法会議（4th IBA Asia-based International Financial Law Conference）は、11月下旬まで延期されることとなりました。同会議では、「不動産投資と資金調達」のテーマで、豪州で不動産投資を行う場合に生じる法的問題、一般的な投資ストラクチャー、資金調達の方法、クロスボーダー投資を行う際に生じる論点等について解説する予定です。

最近行われたセミナーのご報告

豪州の観点から見たガバナンス（2019年8月13日、ブリスベン）

加納弁護士が、2019年8月13日に、「豪州の観点から見たガバナンス」をテーマに講演（ブリスベン日本商工会議所主催 2019年度第2回勉強会）を行い、現地取締役の責任や不祥事対応、JV 契約や JV 運営上の注意点に焦点を当てて、日本企業によるオーストラリアでの企業管理に関する主要な法令と実務上の注意点等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。

最近の出版物

『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されましたのでお知らせいたします。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』（2019）

本稿は、対オーストラリア投資を成功に導くために知っておいた方がよい法律や規制を網羅し、その概要について紹介する最新版の冊子です。本稿はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードできます。ウェブページ版はこちらの[リンク](#)先からご確認いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
メール：syamura@claytonutz.com



シニアアソシエイト 鈴木正俊
メール：msuzuki@claytonutz.com



シニアアソシエイト Jessica Lee
メール：jeslee@claytonutz.com



ロイヤー 藤崎信吾
（日本に出向中）



ロークラーク 高木大輔
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：dtakagi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com